

受動喫煙対策の見直しに関する 議論のとりまとめ

令和 8 年 7 月

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会
受動喫煙対策専門委員会

目次

はじめに	1
第1章 受動喫煙対策を取り巻く現状	2
1 現行の健康増進法について	2
(1) 受動喫煙対策の意義.....	2
(2) 施設類型	2
(3) 遵守事項及び責務.....	3
2 改正健康増進法を巡る現状	3
(1) 第一種施設の喫煙環境について.....	3
(2) 第二種施設の喫煙環境について.....	4
(3) 喫煙目的施設の喫煙環境について.....	5
(4) 加熱式たばこについて.....	6
(5) まとめ	7
第2章 今後の受動喫煙対策の方向性	7
1 基本的な考え方	7
2 今後の対応の方向性	7
(1) 子どもが利用する第一種施設の屋外喫煙所の設置について.....	7
(2) 既存特定飲食提供施設の特例措置について.....	8
(3) 指定たばこ（加熱式たばこ）の取り扱いについて.....	9
(4) 喫煙目的施設の要件等について.....	10
(5) その他	11
終わりに	12

はじめに

- 受動喫煙とは、人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいい、紙巻たばこについては、受動喫煙と肺がんとの関連性について、因果関係を推定するのに十分であるとの研究結果が示されるなど、健康に悪影響を及ぼすことが明らかとなっている。受動喫煙を防止することは、国民の健康の保持増進を図る上で重要な課題である。
- 我が国では、平成15年に施行された健康増進法（平成14年法律第103号）において初めて受動喫煙対策が明文化された。当時の健康増進法では、国民の健康増進の観点から受動喫煙防止の取組を積極的に推進するため、多数の者が利用する施設を管理する者に対し、受動喫煙を防止する措置をとる努力義務が課された。健康増進法が制定されてからは、企業等で自主的な取組が行われ、飲食店、鉄道、タクシー等の施設屋内や内部における禁煙への対応が進められており、一定の成果を上げてきた。
- 一方で、依然として多くの国民が多数の者が利用する施設において受動喫煙を経験していた状況にあり、東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として国民の健康増進を一層図るために、受動喫煙対策のさらなる強化の必要性が議論されてきた。
- とりわけ、望まない受動喫煙を生じさせないルールづくりと、実効性のある制度運用への期待が高まったことを背景に、平成30年に健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）が成立し、多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止や、喫煙が可能な施設における掲示の義務化等の措置が盛り込まれ、この改正により、受動喫煙対策は、従来の努力義務の枠を超えて、施設の類型に応じた原則禁煙等のルールとして明確化された。
- 改正法附則第8条では、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。この規定を踏まえ、改正法が施行されて以降、5年経過した後の現状を検討するため、昨年11月から本委員会では議論を開始し、「議論が必要となる事項」を示した。
- 本とりまとめは、こうした受動喫煙防止の重要性とこれまでの経緯を踏まえ、現行制度とその運用状況を整理し、今後の施策検討や改善に資する基本的な考え方を示すことを目的としてまとめたものである。

第1章 受動喫煙対策を取り巻く現状

1 現行の健康増進法について

(1) 受動喫煙対策の意義

- 紙巻たばこの受動喫煙は、周囲の者の健康への影響、具体的には、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中等の疾病との関連が科学的に明らかにされている。そのため、受動喫煙の防止は国民の健康の保持増進を図る上で重要な課題となっている。
- こうした状況を踏まえ、平成30年に改正法が成立し、段階的な施行を経て令和2年4月に全面施行された。

(2) 施設類型

- 改正法の基本的考え方として、第一に「望まない受動喫煙をなくすこと」、第二に「受動喫煙による健康影響が大きい子どもや患者等に特に配慮すること」、第三に「施設の類型や場所ごとの実態に応じた対策を実施すること」が示された。
- これらの考え方にに基づき、不特定多数の者が利用する施設については原則屋内禁煙とされた。特に、「受動喫煙による健康影響が大きい子どもや患者等」が多く利用する、学校、児童福祉施設、病院、診療所等については、特に受動喫煙防止の必要性が高い施設（以下「第一種施設」という。）として位置付けられ、原則として敷地内禁煙とされている。飲食店、事業所、宿泊施設、商業施設等のような第一種施設¹を除く施設（以下「第二種施設」という。）については、原則屋内禁煙とされ、一定の基準を満たす場合に限り、喫煙専用室等の設置が認められることとなった。一方で、喫煙を主目的とするバー、スナック等（以下「喫煙目的施設²」という。）については、主食を提供しないこと等を条件として施設内で喫煙を可能とすることとされた。
- また、改正法施行当時に既に存在していた、一定の要件を満たす小規模な飲食店（以下「既存特定飲食提供施設」という。）については、経営への影響等に配慮する観点から、経過措置として標識の掲示等を条件として店内での喫煙を可能とする措置が講じられた。
- その他、喫煙専用室内では喫煙のみ認められるところ、同じく葉たばこを使用した加熱

¹ 喫煙目的施設も第二種施設の定義から除かれている。

² 健康増進法施行令（平成14年政令第361号）第4条各号に規定されており、公衆喫煙所、喫煙を主目的とするバー・スナック等、店内で喫煙可能なたばこ販売店の3類型があるが、本報告書では「喫煙を主目的とするバー・スナック等」を指す。葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用に供し得る状態に製造された水たばこ（シーシャ）についても、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とするシーシャバーであれば、喫煙目的施設に該当しうることについて留意が必要。

式たばこでは、受動喫煙による他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないことから、加熱式たばこ専用喫煙室において、加熱式たばこに限って喫煙にあわせて飲食等を可能とする経過措置が設けられるなど、たばこの種類や施設利用の実態を踏まえた制度設計が行われた。

(3) 遵守事項及び責務

- 特定施設等³の利用者の遵守事項や管理権原者等⁴の責務も定められた。管理権原者等には、施設類型に応じた受動喫煙防止措置の実施、標識の掲示等が求められるとともに、喫煙禁止場所における喫煙者への対応等を行うこととされた。また、利用者についても、喫煙禁止場所での喫煙を行わないことなどが求められている。
- 制度の実効性を確保する観点から、国及び地方自治体による普及啓発や指導監督の仕組みも整備された。都道府県知事等による勧告、命令、立入検査等の措置が設けられるとともに、違反に対する罰則規定も導入された。

2 改正健康増進法を巡る現状

- 改正法の全面施行から5年を経て、既存特定飲食提供施設に係る経過措置の取り扱いや加熱式たばこを取り巻く状況の変化、第一種施設のうち学校等子どもが主に利用する施設への対応といった「健康増進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」において示された事項のほか、喫煙目的施設の要件の分かりにくさなど制度施行後に顕在化した課題についても議論を行うこととした。
- 改正法の全面施行以降の運用状況については、国民健康・栄養調査等によれば、受動喫煙の機会を有する者の割合は総じて減少傾向にある。特に飲食店については、法施行前と比較して受動喫煙を経験した者の割合は減少しており、原則屋内禁煙の制度化が受動喫煙防止に一定の効果をもたらしていることが確認された。また、職場や行政機関等においても、いまだ受動喫煙の機会を有する者の割合が一定程度あることは事実であるが、受動喫煙の機会は減少しており、法制度の定着が進んでいるものと評価できる。

(1) 第一種施設の喫煙環境について

- 第一種施設については、調査結果によると、第一種施設全体でみても、8割以上の施設が敷地内全面禁煙（屋外喫煙所⁵も設置していない）であり、特に子どもが利用する「幼

³ 特定施設（第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設をいう。）及び旅客運送事業自動車等（旅客運送事業自動車、旅客運送事業航空機、旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。）をいう。

⁴ 管理権原者及び施設又は旅客運送事業自動車等の管理者をいう。

⁵ 健康増進法第28条第13号に規定する「特定屋外喫煙場所」をいう。

稚園、小学校等」は約95%の施設が、「保育所等の児童福祉施設」も9割を超える施設が、敷地内全面禁煙であった。

- いずれの施設においても受動喫煙の機会があるとした回答は、改正法施行後、著しく減少しているが、特に学校では受動喫煙の機会はほとんどないことが確認された。

（２）第二種施設の喫煙環境について

- 飲食店等の第二種施設における紙巻たばこの喫煙環境については、改正法施行以降、屋内全面禁煙の割合が増加している一方で、喫煙専用室等を設置する施設も一定数存在している。

加熱式たばこについても、紙巻たばこと同様に屋内全面禁煙とする施設が増加しているが、喫煙専用室を設置する施設のほか、経過措置である加熱式たばこ専用喫煙室を設置する施設も存在している。

- また、改正法では、既存特定飲食提供施設について、経過措置として標識の掲示等を条件に喫煙可能室の設置を可能としている。実態調査によれば、既存特定飲食提供施設の約6割は全面禁煙を選択し、その割合も年々微増している一方、約3割は喫煙可能室設置施設を選択し、その割合は横ばいである。
- 喫煙可能室設置施設の中には、喫煙目的施設の要件にも該当し得る施設が含まれているが、喫煙可能室設置施設については届出制度が設けられている一方、喫煙目的施設には同様の届出制度がない。このため、地方自治体において施設類型を判別することが困難な場合があることなど、制度運用上の課題も指摘された。
- 次に、喫煙可能室設置施設における法令に基づく措置の実施状況についてみると、施設入口等への標識掲示については、適切な掲示が行われている施設は6割程度にとどまっている。また、喫煙目的施設ではその割合がさらに低い状況にあった。改正法の理念である、分煙を進める上で、利用者が喫煙環境を事前に把握できるようにすることは制度の基本的な要素であり、引き続き制度遵守及び周知徹底が求められる。
- 続いて、20歳未満の者の立入防止措置については、多くの施設で実施されており、従業員については9割以上、利用者についても8割以上の施設で必要な措置が講じられていた。未成年者保護の観点から一定の成果が認められるが、なお一部施設では十分な対応が行われておらず、継続的な取組が必要である。

（３）喫煙目的施設の喫煙環境について

- 厚生労働省の調査によれば、「喫煙目的施設」と思われる施設の約半数において全面禁煙又は喫煙専用室が設置されていた。それらを除く喫煙目的施設である可能性がある（喫煙目的施設と思われる施設のうち、全面禁煙ではない又は喫煙専用室を設置していない）施設のうち、自らを「喫煙目的施設」と回答した施設は、調査対象となった全施設の３割弱であり、かつ、それらの施設のうち、「喫煙目的施設」という認識がない施設が２割弱あった。施設自体の認識は十分浸透しておらず、標識の掲示がない場合、利用者のみならず、地方自治体が喫煙目的施設を外形的に判断することが困難であると指摘されている。
- 喫煙目的施設である可能性のある（喫煙目的施設と思われる施設のうち、全面禁煙ではない又は喫煙専用室を設置していない）施設に限定すると、
 - ・ 入店時にその施設が喫煙可能かどうかの適切な表示がなされている割合は５割弱にとどまっている。
 - ・ 20歳未満の者の立入防止措置については、従業員については８割強、利用者については約７割の施設で講じられていた。
- 「喫煙目的施設」と回答した施設に限ると、帳簿を具備していない施設が約４割あるほか、たばこの販売許可を取得していない施設や、厨房で調理した主食を常時提供しているなど、要件を満たしていない施設も一定数存在した。

（４）掲示等について

- 改正法による改正後の健康増進法（以下「改正健康増進法」という。）において、喫煙目的室や喫煙可能室等の喫煙をすることができる室を設けるときは、施設の管理権原者は、当該施設及び室の出入口に標識を掲示しなければならないこととされている。
- 厚生労働省において、この標識の掲示の状況について調査したところ、喫煙可能室設置施設、喫煙目的施設の各類型に求められる掲示が適切に行われている割合は、それぞれ約６割、５割弱であり、入店時に利用者が適切に判断できる状況とはいえない。各類型に求められる措置のうち、特に必要な帳簿の具備が適切になされている施設は、５～６割程度にとどまっていた。
- さらに、施設要件に関する帳簿の未整備や、自施設がどの施設類型に該当するかを十分に把握していない事例も確認されている。調査では、面積や資本金等の要件に係る帳簿を備えていない施設が約４割、自施設の類型を把握していない施設が２割弱存在していた。こうした状況は制度の適正な運用に影響を及ぼし得ることから、施設の管理権原者に対するより一層の周知が求められる。

(5) 加熱式たばこについて

- 加熱式たばこは、改正法附則第3条に規定されている経過措置の対象である「指定たばこ」と位置付けられている。

- 加熱式たばこは、平成25年に発売が開始され、日本においては、令和7年時点ではたばこ販売の約45%の販売数量を占めている。令和7年度の、厚生労働科学研究において、加熱式たばこの健康影響に関するエビデンスのレビューを実施し、「加熱式たばこに関するこれまでの知見の整理」⁶（以下「知見の整理」という。）として公表された。整理に当たっては、加熱式たばこに関連した文献について、英文についてはMedline、Embase、Cochrane Library、邦文については医学中央雑誌の文献データベースを使用し、厚生労働科学研究班で議論の上で決定した検索式を用いて、令和7年12月22日に抽出した。期間は、平成22年から令和7年12月22日までと設定した。Medline 1099報、Embase 959報、Cochrane Library 118報、医学中央雑誌 58報を対象として、加熱式たばこの使用実態やユーザー動向、煙に含まれる有害物質、能動喫煙の健康影響、受動喫煙の健康影響、動物・細胞実験等についてのこれまでの知見を整理した。

- 加熱式たばこの煙に含有される成分については、主流煙中には、有害物質や発がん性が指摘される成分が含有されていることが確認された。さらに、一部の成分については、加熱式たばこの方が紙巻たばこと比較して、量が多いことが確認された。主流煙の成分量に基づいて初期リスクを評価したところ、1日あたり10本程度の喫煙でも肺がんのリスクが強く懸念される量の発がん物質が含まれることや、心機能への影響が強く懸念される量のニコチンが含まれることが明らかとなった。
また、副流煙中にも、有害物質や発がん性が指摘される成分が含有されていることが確認された。

- 加熱式たばこの能動喫煙の健康影響については、心血管疾患やニコチン依存への影響が懸念される。発がん性については、がんの発症そのものをエンドポイントとした疫学研究が現時点で存在しないため、現時点では健康影響を判定する根拠が不十分である。

- また、受動喫煙については、空気中への有害物質の発生が確認されている他、受動喫煙に曝露した人の生体試料からニコチンなどの代謝物が確認され、発がん物質の体内取り込み量が紙巻たばこの受動喫煙と同程度となる場合があるなど、加熱式たばこの受動喫煙の曝露との関連性が示唆された。

⁶ 令和8年3月 加熱式たばこの化学的特性と健康リスクに関する科学的エビデンス構築に係る研究班 編

- 以上のとおり、加熱式たばこについても、有害物質や発がん性が指摘される成分が相当程度含有されていることが確認された。このため、紙巻たばこと比較して健康影響が軽減される、又は完全に回避されるというエビデンスはないことに留意が必要である。一方、受動喫煙に関しては、その人体への影響については現時点で科学的知見が十分に蓄積されているとは言えず、不確実性が依然として残されている。

(6) まとめ

- 改正法全面施行から5年を経て、受動喫煙の機会全体として減少傾向にあり、受動喫煙対策は着実に前進しているといえる。一方で、既存特定飲食提供施設や指定たばこ専用喫煙室における制度運用、標識掲示等の法令遵守、施設類型の把握など、改正法の遵守について徹底されているとは言えず、また、加熱式たばこの知見の収集状況などなお検討を要する課題も認められた。引き続き、制度の実施状況及び科学的知見の蓄積を踏まえつつ、望まない受動喫煙のさらなる防止に向けた取組を進めていくことが重要である。

第2章 今後の受動喫煙対策の方向性

1 基本的な考え方

- 受動喫煙対策については、引き続き、改正法の基本理念である、第一に「望まない受動喫煙をなくすこと」、第二に「受動喫煙による健康影響が大きい子どもや患者等に特に配慮すること」、第三に「施設の類型や場所ごとの実態に応じた対策を実施すること」の考え方にのっとり、施策が講じられる必要がある。

現行の制度は、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした先の法改正において、多くの関係者間での合意形成を経て広く国民の理解が得られる仕組みとなるよう、制度化されたものである。多数の者が出入りする施設における受動喫煙の防止については、その類型に応じて防止措置を講じさせることが重要であるが、施設の管理権原者に過度な負担を生じさせないようにするため、十分関係者の意見を踏まえることが必要である。

- 今回の見直しに当たっては、上記の基本的な考え方にのっとり、「健康増進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の内容を踏まえつつ、検討を行ったものである。

2 今後の対応の方向性

(1) 子どもが利用する第一種施設の屋外喫煙所の設置について

(委員会での意見、実態等)

- 今般、行った調査によると、子どもが利用する第一種施設の9割強が敷地内全面禁煙に

していることが明らかとなっている。また、万一喫煙のニーズがあったとしても「特定屋外喫煙場所」は、通常立ち入らない場所に設置することとされており、掲示もされることから、敷地内での分煙措置は確実に図られていると考えられた。

- 一方で、屋外喫煙所の設置が残っている原因を考える必要があり、ルールの厳格化・明確化、周知徹底が必要ではないかという意見や、子どもは受動喫煙があった場合に先生に自ら訴えることは難しいため、100%敷地内全面禁煙を目指すべきではないかといった意見があった。
- しかしながら、制度創設当時、敷地内を全面禁煙とした場合、敷地外での喫煙によって、近隣施設等との摩擦が起こるおそれがあるという事情により、第一種施設の敷地内であっても喫煙場所を設けることを許容した経緯がある。こういった経緯を踏まえ、特定屋外喫煙場所を含むこれらの実態確認のための調査をする必要があるという意見のほか、高校や大学への調査の必要性や、子どもが利用する施設には塾・公園・スポーツ施設など大人と共存する施設も含まれることを考慮すべきという意見もあった。

(対応の方向性)

- 制度創設当時の経緯を踏まえ、現状維持としつつ、今後、第一種施設近隣での実態を調査した上で必要な対策を検討することとしてはどうか。

(2) 既存特定飲食提供施設の特例措置について

(委員会での意見、実態等)

- 本委員会では、東京都のように従業員を雇っている場合に原則禁煙とするなど踏み込んだ対応が望ましいという意見もあったが、関係者からのヒアリングでは、本国内で最初の新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された令和2年1月から、五類感染症へ移行した令和5年5月までの3年間は、店舗の休業・縮小等を余儀なくされ、受動喫煙防止対策に十分に対応できる状況になかった店舗も多く、施行から5年を経過した見直しの検討は時期尚早ではないかという意見があった。そのほか、経営主体が事業継承等で変更となった場合の取り扱いの周知が十分ではないのではないかという意見もあった。
- また、施設の類型が複雑で、事業主にとっても利用客にとってもわかりにくいのではないかという意見もあった。

(対応の方向性)

- コロナ禍を考慮せずに5年後見直しを適用することは時期尚早であるため、3年後を目途に、特例措置の継続も含めた検討を改めて行うこととしてはどうか。また、それまで

の間、毎年施行状況を調査し、その進捗状況を確認してはどうか。

- あわせて、国において、地方自治体や関係団体とも連携し、改めて、適切な掲示の徹底、制度の趣旨の浸透等の取組を進めてはどうか。

(3) 指定たばこ（加熱式たばこ）の取り扱いについて

(委員会での意見、実態等)

- 本委員会では、加熱式たばこについて、
 - ・ 加熱式たばこの受動喫煙による健康影響の評価には相当の時間を要することから、必ずしも知見が明らかになっていないとしても、国民の健康を重視して予防原則に基づいた対応を行うことも可能ではないか

といった意見があった一方、

- ・ 経過措置を当面維持した上で、研究結果等を踏まえ、慎重に議論すべきではないか
- ・ 経過措置が廃止されると、営業上の問題があり、これまでの設備投資への考慮も必要ではないか

といった事業者側からの意見もあった。

さらに、

- ・ 厚生労働科学研究等によって、科学的根拠を明らかにし、エビデンスの蓄積を推進していくべきではないか
- ・ 研究の状況について定期的な確認を進めていくことが必要ではないか

という意見もあった。

- また、
 - ・ 発がん物質があることなど、国民への情報提供を適切に、丁寧に行い、国民のリテラシーを高めることが重要である
 - ・ 紙巻たばこ比べて、有害物質が比較的少ない、疾病との関連性が低い、という誤った印象を与えられることが懸念される

といった意見もあった。

(対応の方向性)

- 加熱式たばこの副流煙中に有害物質が含まれることや曝露が生じる可能性があることが報告されている。しかし、その人体への影響については、現時点で科学的知見が十分に蓄積されているとはいえない。そのため、現時点では、引き続き、加熱式たばこに関する取り扱い(「指定たばこ」として位置づけ、「加熱式たばこ専用喫煙室」で喫煙とともに飲食等を可能とする経過措置)は継続した上で、引き続き、研究を進め、国内外の知見の収集に努めることとしてはどうか。

- 加えて、現時点で判明している健康影響については、主流煙（能動喫煙）を含め、加熱式たばこ・紙巻たばこ双方とも整理して、分かりやすく国民に周知することとしてはどうか。

（４）喫煙目的施設の要件等について

（委員会での意見、実態等）

- 喫煙目的施設（喫煙を主目的とするバー、スナック等）について、
 - ・ 施設類型への理解がなく、たばこ販売許可を得ていれば喫煙目的施設であると誤解している飲食店もあるのではないかと感じている
 - ・ 標識の掲示を怠っている店も多く、施設が把握できないといった行政側からの意見のほか、
 - ・ 施設の類型が複雑でわかりにくいのではないか
 - ・ 喫煙を主たる利用目的とする飲食店であれば、バー・スナック等に限らず、居酒屋等であっても措置の対象とするべきではないか
 - ・ 現行制度を維持するとともに、業態ではなく実態を重視した運用とするべきではないかといった事業者側からの意見もあった。

- 喫煙目的施設については、その認識がない施設が約２割弱あり、適切な掲示を行っている割合が５割弱にとどまる。また、帳簿も約４割の施設で具備されていないように、要件を満たしていない施設が一定数存在する。

- また、事業者の理解支援として、喫煙目的施設の要件の該当を判断するフローチャートや「主食」等の喫煙目的施設の要件に関する「考え方」を示すことも考えられる。

（対応の方向性）

- 施設に類型や必要な措置の認識を促し、自治体からも情報を受けることができるよう、既存特定飲食提供施設（喫煙可能室設置施設）の届出制度を参考に、省令を改正し、喫煙目的施設（喫煙を主目的とするバー、スナック等）についても、届出を求めることとしてはどうか。
- 加えて、届出制度等を通じてより詳細な実態を把握し、必要に応じて喫煙目的施設の要件の検討を行うこととしてはどうか。

(5) その他

以下のような対応を進めてはどうか。

① 標識掲示の徹底

○ 「望まない受動喫煙」の防止を実現するためには、標識掲示をより徹底することが必要であることは関係団体の意見として一致している。普及啓発によってルールを周知することで、国民の行動変容を促す必要があり、厚生労働省において、関係団体の協力を得て、改めて効果的な周知徹底を行うこととしてはどうか。

○ また、法令の規定の範囲内で、これまでの標識例とは別に、よりシンプルな標識の例について検討することとしてはどうか。

② 地方自治体との協力

○ 今回実施した「地方自治体との意見交換会」のように、厚生労働省が、地方自治体からの現場の声を確認する機会を定期的に行ってはどうか。

○ また、平成30年当時の考え方や今回意見を受けて整理した考え方について、改めて示すことにより、地方自治体での円滑な制度運用のみならず国民の理解を促す必要があるのではないか。

③ 今後の施行状況の確認

○ 今回の見直しを受けて、喫煙目的施設の届出制度の導入から3年を目途に、既存特定飲食提供施設の特例措置（経過措置）の検討を行うこととしてはどうか。なお、その際喫煙目的施設についても届出制度等を通じて明らかになった実態を確認してはどうか。加熱式たばこの健康影響については、継続して知見の収集等を行い、本委員会に進捗状況を報告するとともに、新たな知見が得られた段階で、検討することとしてはどうか。

終わりに

改正健康増進法による受動喫煙対策は、受動喫煙が健康に及ぼす影響に関する科学的知見の蓄積や、国際的な動向、さらには国民の意識の変化を背景として、社会全体で「望まない受動喫煙を防止する」という共通の方向性を確認しながら制度化を進めたものであった。一方で、当時の議論においては、飲食店や事業所をはじめとする関係者への影響にも十分配慮し、段階的かつ現実的な対応とすることの重要性も指摘されていた。

本とりまとめで整理したとおり、改正法の施行以降、受動喫煙の機会は一定程度減少している。一方で、改正法の施行時期と新型コロナウイルス感染症の発生・流行が重なり、必ずしも十分に制度が浸透しきらなかったことや、様々な施設類型ごとに規制が異なること等により制度全体が必ずしも分かりやすいものとなっていないことなど、現行制度の下で顕在化している課題も明らかとなった。

受動喫煙対策は一度の制度改正で完結するものではなく、施行後の状況を検証しながら不断に見直していくべき課題である。本委員会における検討も、こうした考え方を踏まえ、現行制度の運用の実態を丁寧に把握し、今後の対応の方向性を整理することを目的として行ってきたものである。

そのほか、本委員会では、

- ・ 加熱式たばこについて、製品ごとの主流煙・副流煙の成分量について、知見やデータを国民に正確に知らせる必要があるのではないか、国民の商品の選択の観点から製品ごとに含有成分量の表示を求めることも必要ではないか
- ・ 加熱式たばこ専用喫煙室について、設計上作ったとしても運用が適切になされているかを確認していくことも課題ではないか

といった意見があった。

受動喫煙の防止は、国民の健康を守るという観点から重要であると同時に、社会の中で多様な立場の人々が共存していくための環境整備の一環でもある。今後においては、これまでの制度運用の成果と課題を踏まえつつ、国民、事業者及び行政が共通の理解の下で取り組みを進めていくことが求められる。

厚生労働省においては、本とりまとめで整理した現状や課題を踏まえ、必要な法令改正を行うほか、運用で対応できる事項については速やかに対応を行うなど、受動喫煙を防止するために必要な施策を速やかに講じていただきたい。また、制度の内容や趣旨が十分に理解されるよう、受動喫煙対策の指導の実施主体である地方自治体や規制の対象となる飲食店事業者等に対して、分かりやすい周知・啓発を行っていく必要がある。

地方自治体においては、様々な機会をとらえ助言や指導等を行い、受動喫煙対策が形式的なものにとどまることなく、実効性を伴って運用されるよう、積極的に取り組んでいただくことを期待したい。